子育て施設木のぬくもり推進事業の募集に関するQ＆A

**【補助対象について】**

Q　「子どもが日常的に利用する場所」で、床・壁など内装の木質化と一体的に整備する造り付けの戸棚などは補助対象経費として認められるか

A　造り付けの戸棚などは対象となります。ただし、補助対象となるものは、子どもが直接触れることができ、かつ主たる利用者が子どもであるものです。造り付けの戸棚でも手の届かないものや、触れることができても主たる利用者が職員であるものは対象となりません。

Q　他の補助金と重複して利用することは可能か

A　補助金の重複はできません。ただし、建物の新築工事に他の補助金を活用し、別工事（別契約）として、おおさか材を使用した内装等の木質化工事を行う場合には、当補助金を利用することは可能です。

　Q　木質化する各場所の面積１㎡当たりのおおさか材の使用量はどのように算出すればよいか

　A　木質化する空間に使用するおおさか材の量を、その空間の床面積で割って算出します。

　　　壁を木質化する場合でも、床面積を使用します。

　　　例）床面積100㎡の部屋の床・壁の木質化に、1㎥のおおさか材を使用する場合

　　　　　　1㎥　÷　100㎡　=0.01㎥／㎡

Q　ロフトの面積はどのように算出すればよいか

A　ロフトを上から見たときに、占有する面積を計上してください。１㎡あたり0.01㎥以上という基準を超えていることが明らかな場合は、概算面積で差し支えありません。

**【おおさか材の調達について】**

Q　おおさか材はどこで調達できるのか

A　おおさか材は、大阪府に登録された認定事業者がおおさか材としての証明を行ったものです。おおさか材認証制度や認定事業者については、下記ホームページでご確認下さい。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/certificationsystem.html>

Q　大阪府で、特定の建築業者を紹介してくれるのか

A　内装等の工事を請け負う特定の業者はご紹介していませんので、ご自身で選択してください。なお、地域の子育て関連施設等の木造・木質化の相談窓口として、床や壁など内装の木質化を促進する「木のぬくもりネット」活動に取組む工務店又は設計士の方々に、大阪府にサポーター登録していただいております。詳細は、下記ホームページでご確認下さい。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/supporter_seminor.html>

**【対象事業の認定について】**

　Q　応募すれば必ず補助金はもらえるか

　A　提出された事業実施計画書の内容を審査し、事業実施主体からのヒアリングを実施し、順次、対象事業を認定することになります。また、審査において要件を満たさない場合は不認定となりますので、ご了承下さい。

　Q　木育活動やおおさか材のPRはどのようなことをすればいいのか

　A　ホームページへの掲載や看板の設置、園だより等の配布物への掲載は必要最小限　のPRです。これらに加えて、下記視点を踏まえた創意工夫による活動やPRを検討し、計画下さい。

　　　　・森林の役割や大切さ等について理解を深める活動

　　　　・おおさか材を利用する意義や効果等について理解を深める活動

　　　　・園児及びその保護者への伝え方が具体的に示されているか

　　　　・一過性ではなく、継続的かつ実効性が認められる活動

**【申請について】**

Q　複数の施設を経営しているが、今回、複数の施設を同時に申請することは可能か

　A　申請は可能です。

　Q　補助金の申請額はどのようにして決めればいいか

　A　申請しようとする補助金の額は、施工業者等からの見積もりなど、根拠のある金額を提示して下さい。また、見積書の写しを実施計画書に添付してください。３者見積もりが必要といった制限はありませんが、金額が異常に高いなど、申請額に疑義が生じた場合には、詳細を確認することがあります。

　Q　消費税相当分は補助対象に含めるのか

　A　補助対象経費に消費税相当分は含めないでください。

**【事業の実施について】**

　Q　対象事業に認定されれば、工事に着手してよいか

　A　対象事業として認定した場合は、その旨事業計画者に通知します。その通知後３０日以内に、要領第７に記載の各農と緑の総合事務所に、補助金の交付申請をしていただき、大阪府から補助金交付の決定が通知されてから着手してください。交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。

　Q　工事が終わった後はどうすればよいか

　A　工事等が完了した後に、請負業者への支払いが完了した時点で事業完了となります。実績報告書を大阪府に提出後、職員が施設に赴いて完了検査（現地確認）を行います。その際には、銀行の振込み関連書類など、相手方への支払いに関する書類も確認します。

　Q　事業完了後、やらなければならないことは

　A　事業の効果を確認するため、事業を実施した翌年度から３年間は、PRの実施状況等に関する報告の義務があります。令和元年度に事業を実施した場合は、令和２年度のPR内容等を令和３年５月末日までに報告していただきます。